

仕 様 書

1. 件 名 令和 8 年度 イオンモビリティ搭載質量分析装置用代謝産物解析システム 一式
- 本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和 8 年度 イオンモビリティ搭載質量分析装置用代謝産物解析システム 一式」について規定する。

2. 数 量 一式

＜構成内訳＞

(1)データ解析部	1 台
(2)ソフトウェア	1 式
(3)据付調整・トレーニング費用	1 式

3. 研究内容・購入目的

NIES では、平成 22 年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）の中心機関（以下「コアセンター」という。）として、全国 15 地域にある大学等に設置したユニットセンターと共同で、エコチル調査を推進している。エコチル調査は、環境汚染物質が子どもの健康や成長発達に与える影響を解明するため、全国で約 10 万組の親子を対象として追跡している出生コホート調査である。エコチル調査では、参加者から収集した生体試料（血液や尿、乳歯など）の化学物質の分析法開発を進めている。

本調達は、血液や尿、乳歯などの生体試料を分析した後の質量数から化合物を同定するために必要なシステムである「令和 8 年度 イオンモビリティ搭載質量分析装置用代謝産物解析システム 一式」を購入するものである。

4. 仕 様

「令和 8 年度 イオンモビリティ搭載質量分析装置用代謝産物解析システム 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- (1)データ解析部

- ①デスクトップ型の PC であること。動作環境 OS は、Windows10 LTSC 英語版又は Windows 11 Enterprise LTSC 英語版とし、導入するソフトウェアの動作保証がなされていること。
- ②CPU は Intel 社製 8Core 3.0GHz 相当以上の性能、機能を有すること。
- ③SSD 物理容量は合計 1TB 以上であること。

- ④ハードディスク物理容量は合計 4TB 以上であること。
- ⑤搭載しているメインメモリは 128GB 以上であること。
- ⑥外部記憶装置として DVD ディスク対応の光学ドライブを有すること。
- ⑦1000BASE-T 対応の LAN ポートを搭載していること。
- ⑧US 規格準拠のキーボード及び光学式マウスを有すること。
- ⑨モニタは、有効表示領域対角 22 インチ以上で、1280×1024 ピクセル以上の解像度を有した液晶ディスプレイであること。
- ⑩遠隔地よりインターネット回線を利用したリモートアクセス機能を有し、トラブル診断、解析アドバイスが可能であること。

(2)ソフトウェア

- ①イオンモビリティ搭載質量分析装置で取得された.d 形式測定データをそのまま読み込んで解析することが可能であること。
- ②イメージング MS で取得された測定データ（以下「イメージング MS データ」という。）のスペクトル情報からライブラリと照合して同定解析を行うことが可能であること。
- ③精密質量、MS/MS スペクトル、同位体相同性、CCS 値をライブラリと照合して同定解析が可能な機能を有していること。
- ④既設のイメージング解析ソフトウェア SCiLS Lab から化合物解析結果を直接読み込ませることが可能であること。また得られた結果をイメージング MS データと統合して解析することが可能であること。
- ⑤代謝物予測機能を有し、投与した被験物質の構造式を入力し、代謝様式を指定、そこから予測される代謝物候補と実測のスペクトルを照合し、代謝産物解析の支援が可能であること。
- ⑥イメージング MS データのみでなく、LC/MS/MS データに関しても CCS 値を考慮した化合物同定解析が可能であること。

(3)据付調整・トレーニング費用

- ①本装置の据付、接続、動作に関する付属品全てを本調達に含め、NIES 担当者の指示に従い据付・設置作業を行うこと。
- ②据付作業は、メーカーのサービス認証を持つ作業者が行うこと。
- ③現地にて取扱説明を実施すること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 9 年 2 月 26 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。